


# 当社の原子力発電所の状況

平成**30**年**5**月**1**日  
関西電力株式会社



# 目次

## 1. 再稼動への取組み

## 2. トピックス

(1) 大飯1、2号機の廃止決定

(2) 美浜1、2号機の廃止措置の状況

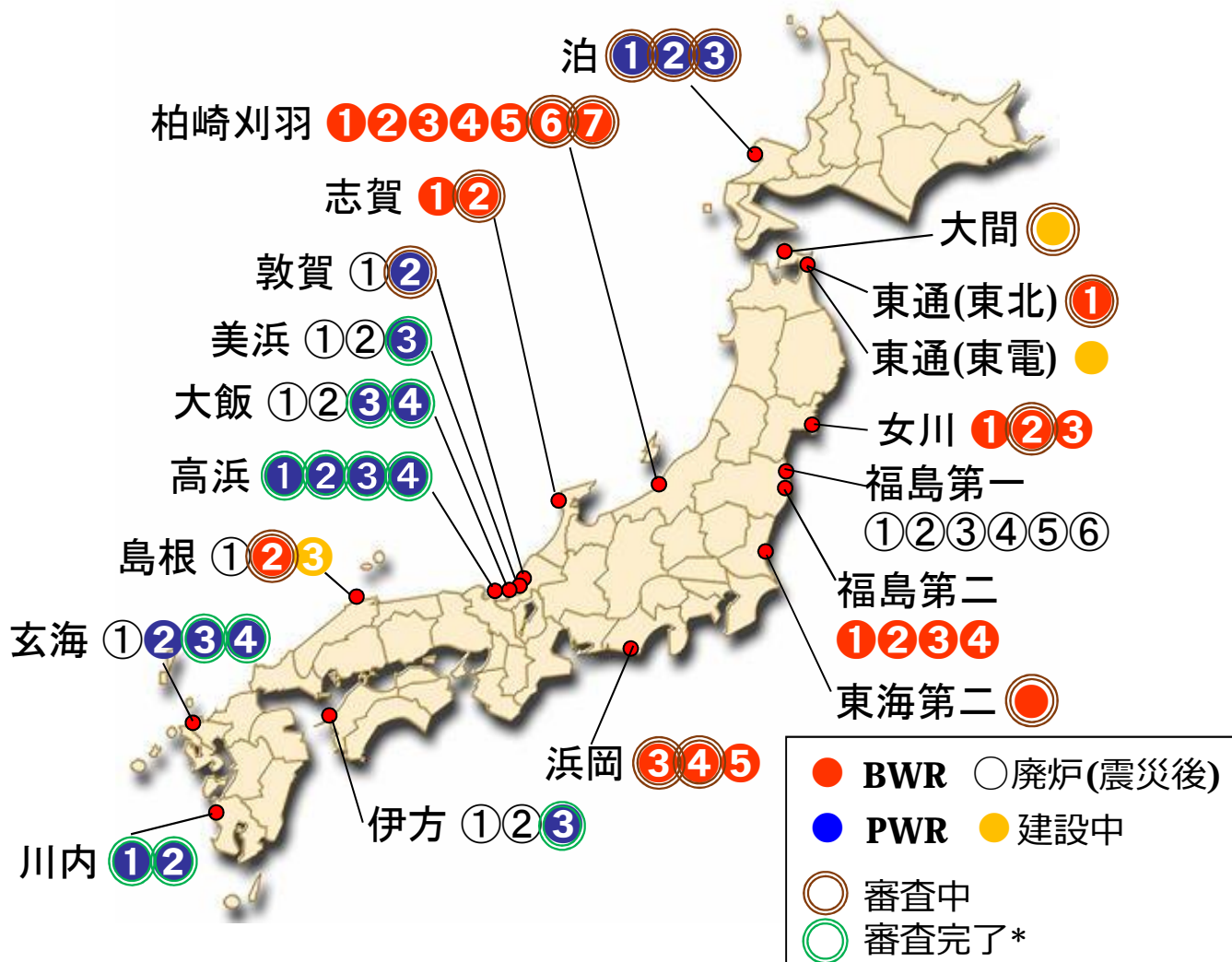
(3) 原子力訴訟の状況

## 3. まとめ

# 1. 再稼動への取組み

# 全国の原子力発電所の現状

- 新規規制基準適合性に係る審査を14基（PWR:4基、BWR:10基）が実施中
- 12基（PWR 12基：川内1,2号、高浜3,4号、伊方3号、高浜1,2号、美浜3号、大飯3,4号、玄海3,4号）が審査完了

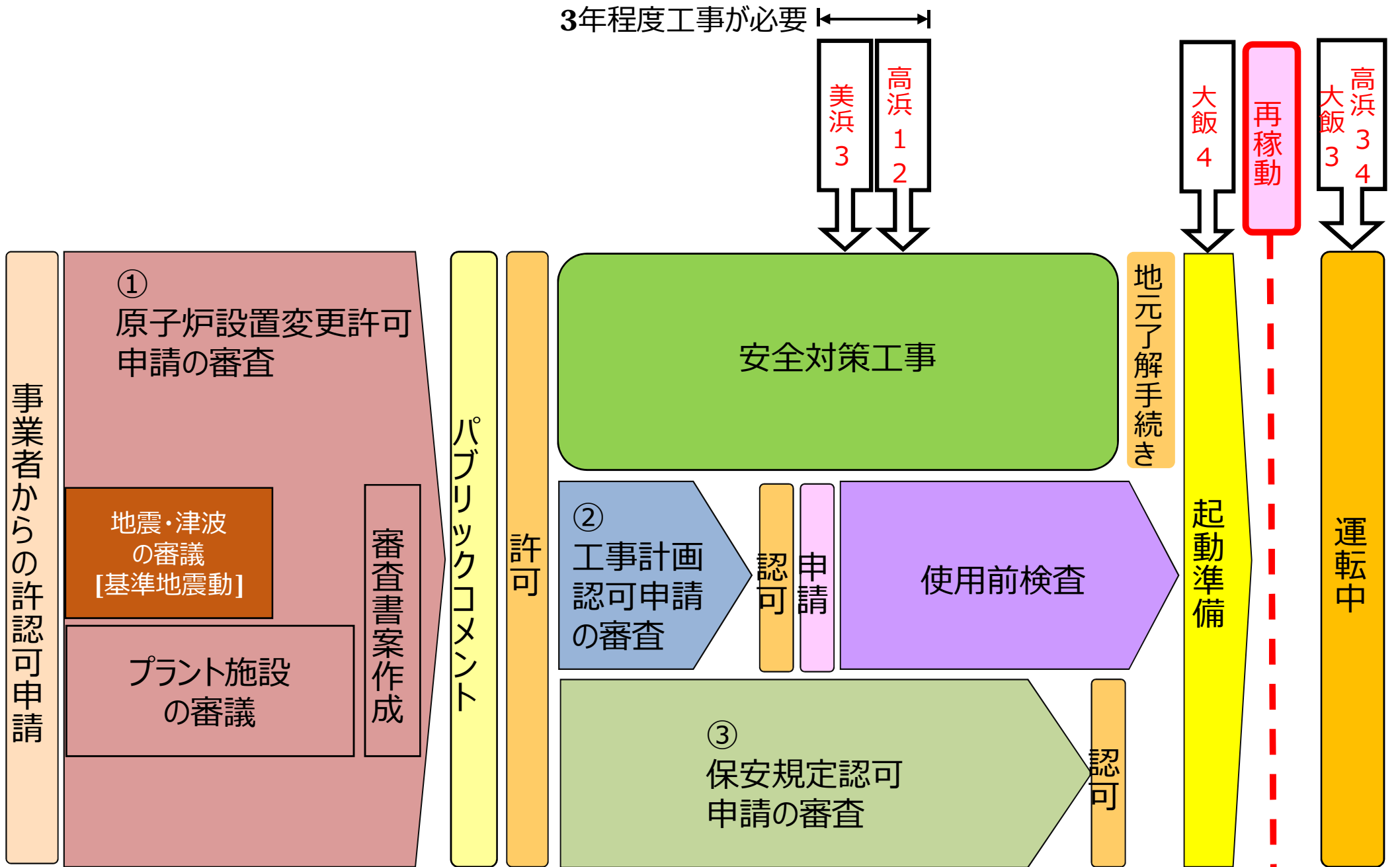


## ＜原子力発電所のプラント数＞

(震災前)	54基
(震災後)	48基 〔福島第一1～6号機が廃炉〕
(H27.3)	43基 〔美浜1,2号機、敦賀1号機、島根1号機、玄海1号機の5基が廃炉〕
(H28.3)	42基 〔伊方1号機が廃炉〕
(H29.12)	40基 〔大飯1,2号機が廃炉〕
(H30.3)	39基 〔伊方2号機が廃炉〕

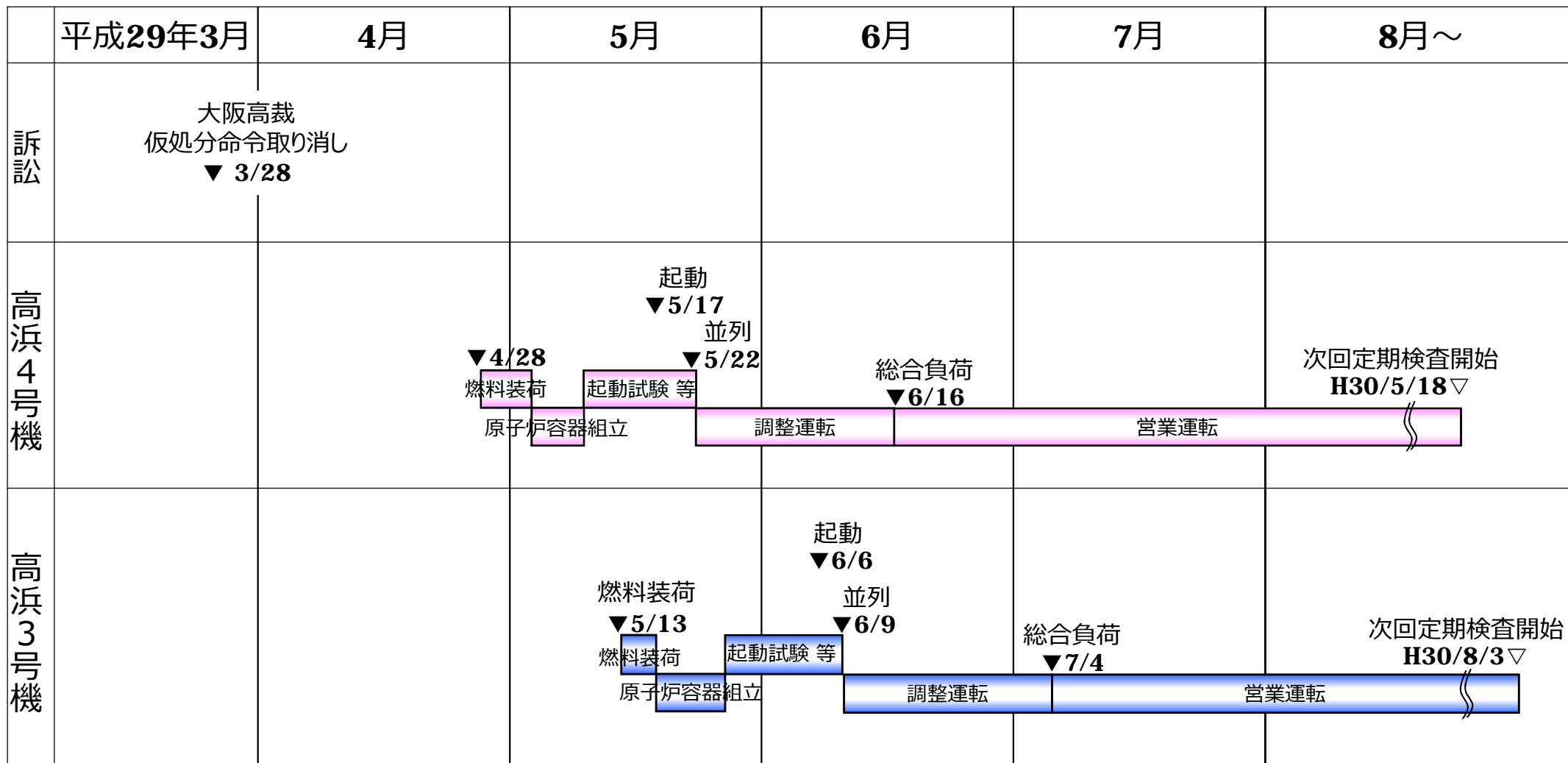
\*工事計画認可取得

# 新規制基準適合性審査の状況

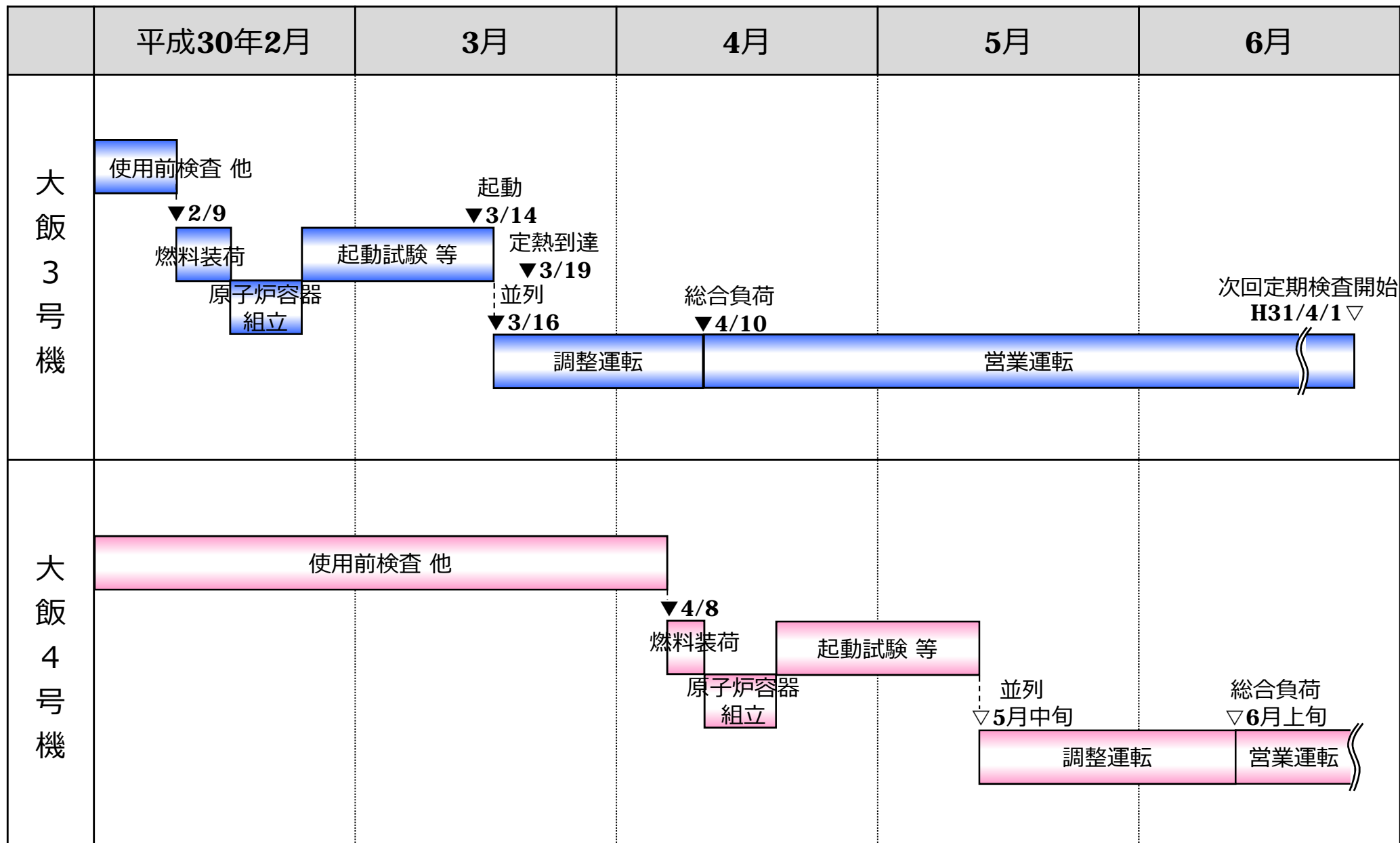


# 高浜 3, 4 号機の状況

- 再稼動に係る許認可審査は完了したが、大津地裁仮処分命令に伴い、停止していた。
- 大阪高裁での仮処分命令取り消しが決定され、現在運転中。



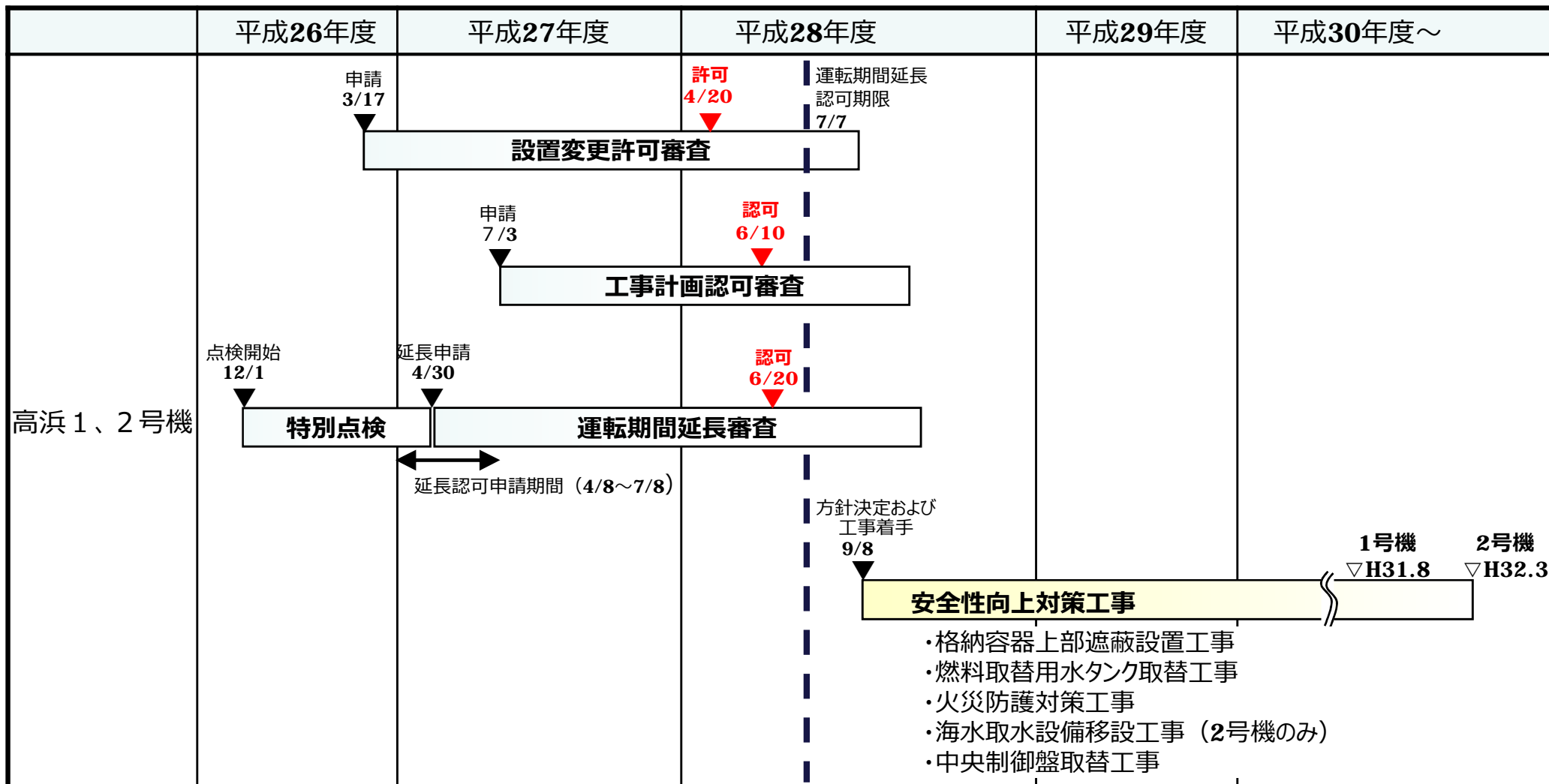
# 大飯3,4号機の状況



# 高浜 1, 2号機の状況

○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

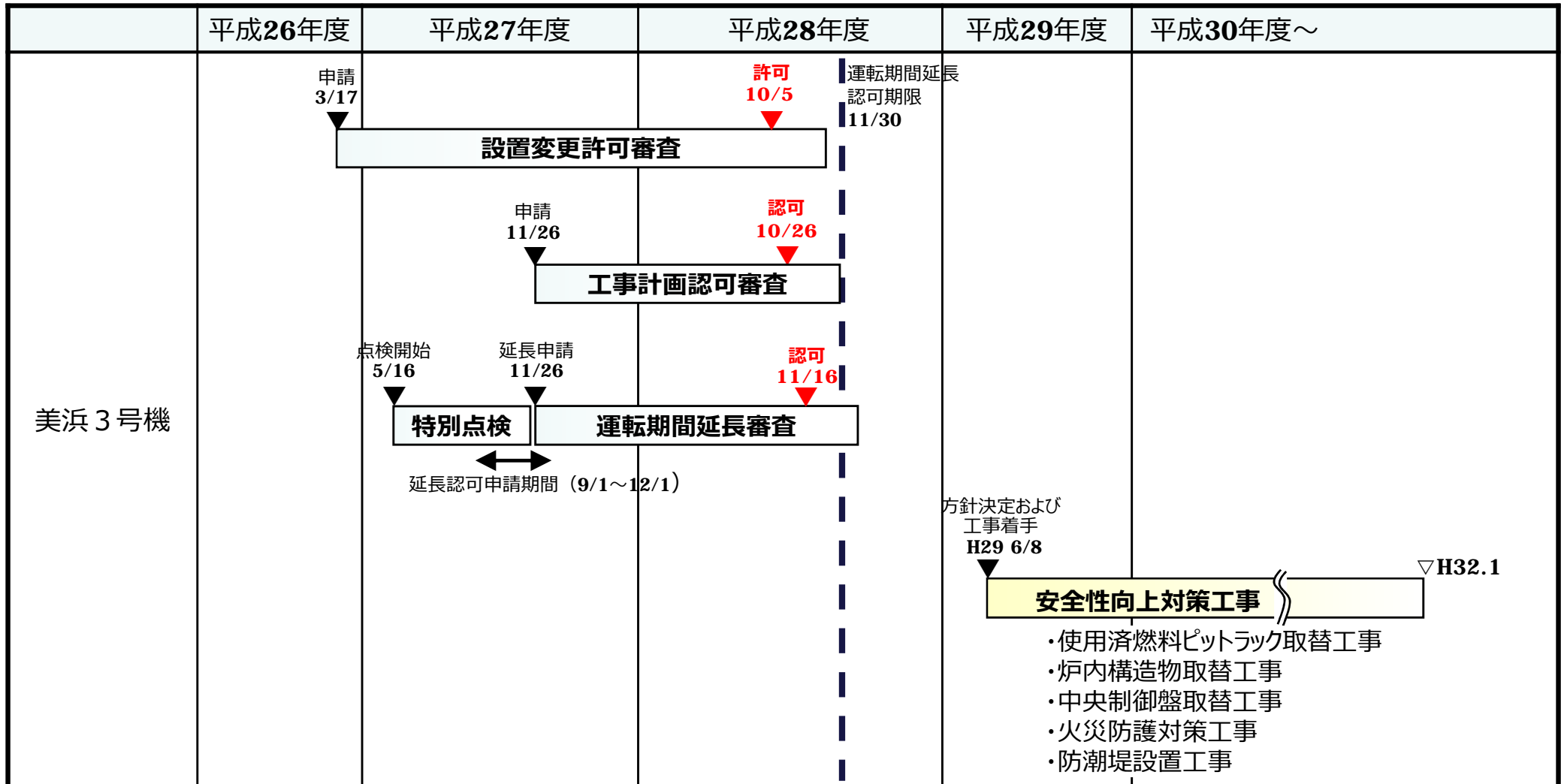
○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。





○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。



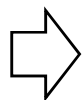
## 2. トピックス

- (1) 大飯 1, 2 号機の廃止決定
- (2) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (3) 原子力訴訟の状況

# (1) 大飯1,2号機の廃止決定

- 大飯1,2号機は国内唯一のアイスコンデンサ型の格納容器であり、他のプラントより格納容器が小さい。
- 新規制基準適合のための安全対策を実施した場合、設備の点検・保守作業等を安全・確実に実施することが難しくなり、技術的観点から検討を重ねたが有効な方法を見出せず、今後の施設運用における安全や品質の確保を最優先に考え、廃炉を決定。

	大飯1,2号機	大飯3,4号機
格納容器概要図	<p>アイスコンデンサ型格納容器</p>	<p>プレストレストコンクリート製格納容器 (PCCV)</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由体積は小さい (3,4号の約半分)</li> <li>・事故時に放出される蒸気をアイスコンデンサにより冷却・凝縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由体積が大きい</li> <li>・事故時に放出される蒸気を格納容器内に閉じ込め</li> </ul>
減圧手段(規制要求)	・再循環ユニット+フィルタベント	・再循環ユニット

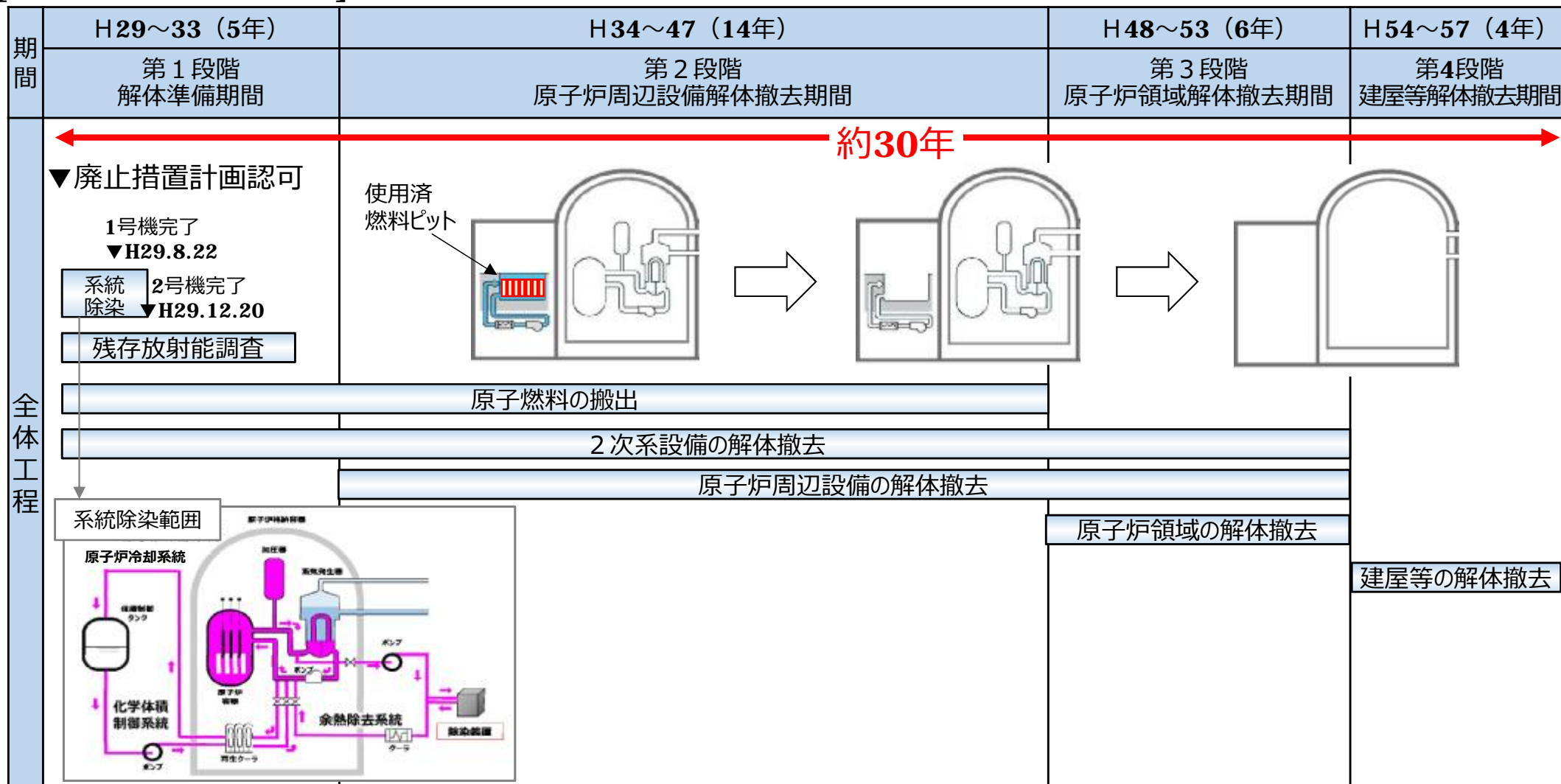


平成29年12月22日に廃止を決定し、平成30年3月1日をもって廃止

## (2) 美浜 1、2号機の廃止措置の状況

- 平成27年3月17日 廃止を決定し、同年4月27日をもって廃止
- 平成28年2月12日 廃止措置計画認可申請
- 平成29年4月19日 廃止措置計画認可

### [廃止措置の全体工程]



# (3) 原子力訴訟の状況

( ) は各訴訟の争点

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	<p>大津地裁 高浜3,4号機 運転差し止め仮処分決定※ (新規制基準の合理性等)</p> <p>▼3/9</p>	<p>大阪高裁 高浜3,4号機 運転差し止め仮処分取り消し決定 (新規制基準の合理性等)</p> <p>▼3/28</p>	
	<p>高浜3,4号機運転不可期間</p>		
<p>※仮処分決定は、ただちに効力が発生し、不服申し立てをしても、その効力は停止しない。不服申し立てが認められて決定が取り消されるまで、発電所の稼働は不可能。</p>			<p>大阪地裁 高浜3,4号機 運転差し止め仮処分却下決定 (北朝鮮によるミサイル攻撃)</p> <p>▼3/30</p>

- 大津地裁での高浜3,4号機の運転差し止め仮処分決定後、約1年後に大阪高裁で当該仮処分決定が取り消された。
- 本年3月30日に、大阪地裁で高浜3,4号機の運転差し止め仮処分申し立て却下が決定された。
- 現在係属中の仮処分は、大阪地裁 大飯3,4号機運転差し止めの申し立ての1件で、主な争点は基準地震動である。その他、係属中の本案訴訟は3件である。

### 3. まとめ

- 大飯3号機が4年半ぶりに営業運転を再開しました。当社グループが、これまで事業を続けてこられたのは、お客さまや社会・地域の皆さまから賜る信頼のおかげであり、この信頼の源泉となるのが「安全」です。
- 続く大飯4号機でも、安全最優先で着実に運転再開を果たすとともに、高浜3,4号機、大飯3号機とあわせて、安全・安定運転の実績を一つひとつ積み重ねていきます。
- 廃止措置の実施にあたっては、必要な対策等を講じ、安全最優先で進めていきます。
- 当社は、引き続き、原子力における日本のリーディングカンパニーを目指し、原子力発電の安全性向上に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。